

障がい者優先調達法に係る共同受注窓口運営業務委託プロポーザル実施要領

1 事業の目的

- ・障がい者就労支援施設等で働く障がい者の活躍の場を広げ、社会参加によるやりがいや生きがいの創出につなげる。
- ・障がい者が作った商品等の販路拡大を図ることで、事業所の売り上げアップ（工賃・賃金の向上）につなげるとともに、商品等を見た市民の障がい理解の促進にもつなげる。

2 事業の概要

障がい者就労支援施設等の製品の販売及び共同受注窓口の運営を実施する。

3 提案限度額

金32,256千円（消費税込み）

（内訳 令和8年度：10,752千円 令和9年度：10,752千円
令和10年度：10,752千円）

4 委託期間

- （1）委託業務期間は令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。
- （2）受託者は委託期間の開始日から令和8年3月31日までの間を準備期間とし、共同受注窓口運営業務についての知識の習得や運営体制の把握、人員の確保、統括体制の確立、前受託者との引継ぎ等を行うものとする。ただし、準備期間における委託料の支払は発生しないものとする。

5 参加資格要件

次に掲げる条件を全て満たす者

- （1）公告日において、令和6・7年度の豊田市競争入札参加資格（物品等）を有する者であること。ただし、入札参加資格を有していない者については、次に掲げる書類を提出し、同等の資格があると認められる場合は、この限りでない。
 - ア 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
 - イ 納税証明書（国税）（未納が無いことの証明）
 - ウ 納税証明書（愛知県税）（未納が無いことの証明）
 - エ 納税証明書（豊田市税）（未納が無いことの証明）

（注）豊田市内（愛知県内）に事業所がない者等で納税証明書が受けられない場合は、「豊田市税（愛知県税）の納税義務がないことの申出書」を提出

（注）上記書類は、申請日において発行日から3か月以内のものとする。
- （2）参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。

- (3) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (4) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていない者であること。
- (5) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、本市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。
- (6) このプロポーザルに参加表明書を提出しようとする者の間に、別表に定める資本関係や人的関係がない者であること。（資本又は人的関係に該当する者同士が辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、特に問題ありません。）。
- (7) 公告日において、次に掲げる条件を満たす者であること。
 - ア 愛知県内に本店、支店、営業所又は事業所を有する者であること（ただし、(1)に該当する者に限る。）。
 - イ 令和2年4月以降、官公庁民間問わず発注の「共同受注窓口運営業務」で、元請として1件当たり税込金額500万円以上の履行実績を有する者であること。

6 選考日程

(1) 全体スケジュール

12月22日（月）	業者選定審査会による方式の決定
12月23日（火）	事業実施の公告及び公表並びに公募の開始 業務説明資料等の交付開始
1月15日（木）	参加表明書の受付期限・質問の受付期限
1月16日（金）	参加資格確認通知書の送付
1月19日（月）	質問の回答期限
1月26日（月）	提案書等の提出期限
2月4日（水）	ヒアリング実施及び選考委員会開催
2月6日（金）	選考結果の通知・最優秀提案者との仕様書の協議開始
3月2日（月）予定	業者選定審査会による業者の決定
3月3日（火）予定	選考結果の公表・通知
3月11日（水）予定	見積徴収
3月18日（水）予定	契約締結

(2) ヒアリング

- ア 日時 令和8年2月4日（水）午前10時から正午のうち指定する25分間
- イ 場所 豊田市役所 東65会議室（東庁舎6階）
- ウ 備考

- ・提出された企画書等に基づき1者25分（説明15分、質疑応答10分）のヒアリングを行う。説明は、業務担当責任者が行うこと。
- ・プレゼンテーション及び質疑応答は、参加者名を伏せて行うので自己紹介を行わないこと。

- ・出席者は3名以内とする。
- ・説明は提出資料のみとし、追加資料の持ち込みは認めない。
- ・説明方法は、プロジェクト等を使用せず、紙によるものとする。
- ・全参加者のヒアリング終了後、引き続き選考委員会を実施する。
- ・参加者が多い場合は、ヒアリングの日程、時間、会議室を変更する場合がある。

7 参加表明書の提出

- (1) 提出期限 令和8年1月15日（木）午後5時
- (2) 提出場所 豊田市役所 福祉部 障がい福祉課（東庁舎1階）
- (3) 提出方法 持参、郵送又はメール（提出期限厳守）

8 参加資格確認結果の通知

- (1) 通知期限 令和8年1月16日（金）
- (2) 通知方法 メールにて行う。

9 質問の受付及び回答

- (1) 受付期限 令和8年1月15日（木）午後5時
- (2) 受付方法 持参、郵送又はメール（受付期限厳守）
- (3) 回 答 令和8年1月19日（月）までに電子メールにて行う。

10 提案書等の提出書類

A4サイズ片面10枚以内（見積書及び積算内訳書を除く。）に下記内容を記載すること（提出部数は正本1部、副本8部）。副本については、社名及び社名を連想させるロゴ等を使用しないこと（表紙、目次及び本文を含むので注意すること。）。

（1）業務経歴

- ア 法人概要
- イ 令和2年4月以降、官公庁民間問わず発注の「共同受注窓口運営業務」で、元請として1件当たり税込金額500万円以上の履行実績一覧（業務名、発注者、請負金額、契約期間及び業務の概要等）

（2）業務担当体制

- ア 業務担当責任者の経歴、共同受注窓口運営業務実績
- イ 業務を受託した場合の業務体制
- ウ 現在の手持ち業務など

（3）業務の実施方針

- ア 業務のコンセプト
- イ 業務遂行のための実施方針
- ウ 障がい者就労支援施設等との連携方法

（4）企画提案

- ア 障がい者の工賃向上に向けた取組への考え方
- イ 地域で気軽に商品が購入できる販売策

- ウ 障がい者就労支援施設等への商品企画力等向上支援策
- エ イベント販売における購買意欲向上の取組

(5) 工程計画

工程計画表及び工程計画どおりに実施するための工夫

(6) 見積書及び積算内訳書

1.1 提案書等の提出期限

- (1) 提出期限 令和8年1月26日（月）
- (2) 提出場所 豊田市役所福祉部障がい福祉課（東庁舎1階）
- (3) 提出方法 持参又は郵送（提出期限必着）
- (4) その他 参加表明書の提出後に辞退する場合は、提案書等の提出期限までにその旨を文書（様式自由）に記載し、持参又は郵送（提出期限必着）により提出すること。

1.2 選考委員

- | | |
|-----|---------------------------------|
| 委員長 | 豊田市福祉部 部長 水野 智弘 |
| 委 員 | 障がい福祉 愛知県西三河北部圏域 地域アドバイザー 阪田 征彦 |
| | 日本福祉大学 福祉経営学部 助教 平松 和弘 |
| | 西三河北部障がい者就業・生活支援センター 室長 市川 繁夫 |
| | 豊田市福祉部障がい福祉課 課長 福岡 進太 |

1.3 評価基準

- (1) 下記項目について選考委員が採点を行い、各選考委員の採点の合計が最高得点の者を契約の相手方として特定する。ただし、あらかじめ定めた最低基準点以上の者とする。

ア 業務実績及び実施体制（50点）【事務局評価】

- (ア) 企業の業務実績（15点）
- (イ) 業務担当者等の能力、担当体制（35点）

イ 業務実施計画等（90点）【選考委員評価】

- (ア) 業務の実施方針（20点）
- (イ) 本業務への企画提案（60点）
- (ウ) 工程計画（5点）
- (エ) 取組意欲等（5点）

ウ 価格（50点）【事務局評価】

※評価点（550点）＝ア（業務実績及び実施体制（50点））+イ（業務実施計画等（90点）×5人）+ウ（価格（50点））

※詳細は、別紙「評価基準」のとおり

(2) 価格評価について

価格点は、総合点550点満点のうち、50点を満点とし、以下の式によって算出

する。なお、小数点以下は四捨五入により算出する。

価格点 = 50点満点（価格点数） × （最低見積金額÷見積提示金額）

- (3) 最高得点の者が同点の場合は、見積金額の安価な者を契約の相手方として特定する。
- (4) 提案者が一者の場合でも、最低基準点（330点）に達しない者は、最優秀提案者として選定しない。

14 選考結果の通知及び契約

- (1) 選考結果通知（予定）日 令和8年2月6日（金）
- (2) 契約（予定）日 令和8年3月18日（水）

プロポーザルにより選定された者には、別途、契約課から見積書の提出を依頼する。

15 その他

- (1) このプロポーザルに参加する費用の全ては、参加者の負担とする。
- (2) 手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) ヒアリング実施前の、選考委員との接触を禁止する。
- (4) 最優秀提案者と本市との間で契約条件に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成する。仕様書作成後、最優秀提案者を契約の相手方とし、見積徴取の上、地方自治法施行令台167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。また、この協議において、最優秀提案者からの企画提案書の内容の変更は、原則として認めないものとする。
- (5) 最優秀提案者特定の日から契約締結の日までの間に次のいずれかに該当するときは、随意契約を行わない。なお、契約が不調に終わった場合は、最優秀提案者の次点のものと交渉するものとする。
 - ア プロポーザルの参加資格要件に適合しなくなったとき。
 - イ 提案に関する書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。
 - ウ 契約条件に関する本市との協議が調わないとき。
 - エ 本市が最優秀提案者が委託業務を遂行することが困難と判断したとき。
- (6) 前号の場合を除き、選考結果通知後の辞退は認めない。なお、受託の辞退等により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。
- (7) 全ての提案者の社名、評価結果（得点）及び順位は、豊田市ホームページ等において公表する。
- (8) 提案書、提出図書等に係る著作権は、第三者に帰属されるものを除き、提出者に帰属するものとする。ただし契約締結先の提案書、提出図書等に係る著作権は豊田市に帰属するものとする。

別表

資本関係又は人的関係について

<p>(1) 資本関係</p>	<p>① 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合 ② 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合</p>
<p>(2) 人的関係</p>	<p>① 一方の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。 イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役 ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役 ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に格別の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。） 4) 組合の理事 5) その他業務を執行する者であって、1) から4) までに掲げる者に準ずる者 ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合 ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p>
<p>(3) その他プロポーザルの適正さが阻害されると認められる場合</p>	<p>組合（共同企業体を含む）とその構成員が同一のプロポーザルに参加している場合。その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。</p>